

地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員報酬規程の改正について
～賞与支給割合等改定に伴う規程改正について～

1 経緯

地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員の賞与の支給割合等については、三重県知事等の特別職に属する職員に準じて地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員報酬規程で定めている。

三重県職員の平成29年度給与改定にかかる賞与の支給割合等の改正に鑑み、三重県知事等の特別職に属する職員の賞与の支給割合等が改正されたことを受けて、当院法人役員にかかる賞与の支給割合等についても、県と同様、以下のとおり支給割合の改定を行うものである。

2 改定の内容

賞与

○賞与算定基礎額の加算割合の引き上げ

改定前 120 / 100 → 改定後 145 / 100

○年間支給割合の引き下げ

改定前 410 / 100 → 改定後 330 / 100

【改定前】

賞与	
6月期	12月期
197.5/100	212.5/100



【改定後】

賞与	
6月期	12月期
157.5/100	172.5/100

3 改定実施時期

平成30年4月1日

地方独立行政法人法（抜粋）

（役員報酬等）

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。